

# きょうから負担こう変わる

税金や医療費の負担が1日から変わる。亡くなった人から相続した土地や現金などの財産にかかる相続税の対象者が増える。高額の医療費がかかった場合の自己負担は高所得層の現役世代は重くなるが、年収が一定以下の場合は負担が軽くなる例も。思わぬ負担の増加に戸惑わないように、備えておく必要がある。

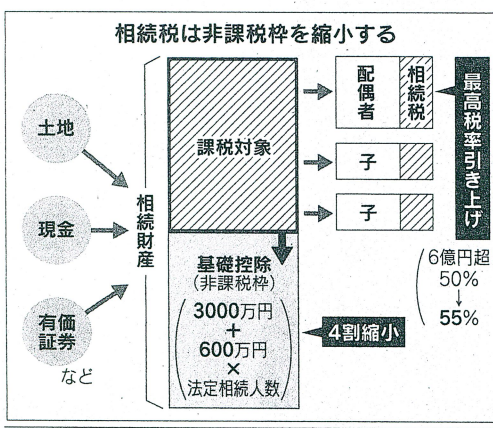
## 相続税 非課税枠が4割縮小

相続税は相続した財産から基礎控除と呼ばれる非課税枠を差し引いて納税額を算出。財産総額が非課税枠におさまれば税負担は生じないが、1日から非課税枠は4割減る。これまで相続税を払う必要がなかった人も新たに納税対象となる可能性が出てくる。

例えば、夫が亡くなり妻と子2人が相続した場合の非課税枠はこれまで8000万円だったが、4800万円になる。相続した土地、家、現金、有価証券などの合計が4800万円を超えていれば注意が必要だ。地価が高い首都圏では土地をたくさん持たなくても、自宅を相続しただけで税負担が発生する可能性がある。

相続対策を手掛ける税理士法人レガシィは、首都圏で相続税の対象となる

## 首都圏は対象者2倍も



都圏で相続税の対象となる死亡件数が、これまでの7%から15%へと約2倍になると試算している。全国では4%から6%と1.5倍に増える。ただし相続税を納めるために生活に必要な家や資金を失わずに済むよう一定の負担軽減策がある。

所得税の税率構造

課税所得(万円)	税率(%)
～195	5
～330	10
～695	20
～900	23
～1800	33
～4000	40
4000超～	40→45

今日から最高税率引き上げ

大きなのは妻が相続する財産は最大1億6000万円まで相続税がかからないことだ。さらに、1日からは自宅を相続した際の特例措置が拡充された。親と同居している小規模宅地の評価額を8割減額でき

## 高額医療費 高所得、負担重く

高額医療費の患者負担770万円以上の高所得者も変わる。毎月の負担上限を設ける「高額療養費制度」が1日で見直されたためだ。70歳未満の現役世代では、年収が約

所得水準	自己負担の上限	
	31日まで	1日から
年収約1160万円～	15万円+医療費連動分	25万2600円+医療費連動分
約770万円～1160万円	15万円+医療費連動分	16万7400円+医療費連動分
約370万円～770万円	8万100円+医療費連動分	変わらず
～約370万円	8万100円+医療費連動分	5万7600円に下げ
住民税非課税	3万5400円	変わらず

高額は、年収約370万円を超え、所得や年齢に応じて1カ月の負担総額に医療費の1%程度を加算

他の相続財産と合算して基礎控除の枠内におさまれば税負担は発生しない。昨年までは特例にあてはまる面積は最大240平方メートル(72坪強)だった。これが330平方メートル(約100坪)に拡大した。よほどの豪邸でない限りは、特例の対象になる。相続税の対象拡大とともに、富裕層の増税も始

まった。2億円超の資産を相続する場合の税率が上がった。相続財産のうち、2億円超から3億円以下の部分にかかる相続税率が40%から45%に上がった。6億円を超える部分の最高税率は50%から55%になった。給与など個人の所得にかかると最高税率は40%から45%になった。1日からは基礎額が変わり、約1160万円までの年収層で16万7400円、約1160万円以上の人は25万2600円に上がった。一方、住民税の課税対象で年収約370万円に満たない約4000万人の負担は軽くなる。昨までの基準額は8万1000円だったが、5万7600円に下がった。

## NISA 口座変更可能に

株式などの運用益が非課税になる少額投資非課税制度(NISA)は、使やすくなる。非課税口座を開く金融機関を1日から変更できるようになった。昨年まで一度口座を開くと4年間変更できなかった。複数の金融機関から投資商品を選べるようになり、投資家の利便性が高まる。個人が金融機関を変更するには、まず昨年口座を開いた金融機関に変更届出書を提出する。手続き後に昨年とは別の金融機関で新たな非課税口座を開くことができる。例として、100万円まで投資できる。例として、NISA口座を開いて投資信託を買った投資家が株式投資をするための口座を証券会社に開ける。注意点は既存の口座で1日以降に投資すると、今年には変更できなくなる。昨年開いたNISA口座で投資した商品は、新たな金融機関の口座には移せない点も注意が必要だ。